

# 生活環境常任委員会要点記録

日 時： 令和3年6月16日（水）  
午前10時00分～午後1時54分  
場 所： 議場

出席委員 (6人)	委員長	松田 だいすけ	副委員長	本間 としえ
	委員	大くま 真一	委員	岩崎 みなこ
	委員	岩永 ひさか	委員	藤原 マサノリ

出席説明員	くらしと文化部長	須田 雄次郎	コミュニティ・生活課長	齋藤 友美雄
	平和・人権課長(兼)	河島 理恵		
	TAMA女性センター長			
	都市整備部長	佐藤 稔	都市計画課長	松本 一宏
	住宅担当課長	大島 亮弥	ニュータウン再生担当課長	星野 正春
	道路交通課長	檜島 幹夫	交通対策担当課長	渡邊 淳二
	環境部長	鈴木 隆史	環境政策課長	佐藤 彰洋
	地球温暖化対策担当課長	市ノ瀬 聡	公園緑地課長	長谷川 哲哉
	ごみ対策課長(兼)	薄井 誠嗣		
	資源化センター長			

## 案 件

	件 名	審 査 結 果
1	第52号議案 多摩市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
2	特定事件継続調査の申し出について	了承

## 協 議 会

	件 名	担 当 課 名
1	連光寺複合施設及び鶴牧・落合・南野コミュニティセンターの大規模改修の進捗状況について	コミュニティ・生活課
2	(仮称) パートナシップ制度の導入に向けたスケジュールについて	平和・人権課
3	東京都策定の都市計画の決定及び変更図書の縦覧について (都市計画区域マスタープラン・都市再開発の方針)	都市計画課
4	多摩ニュータウンパンフレットについて	都市計画課
5	多摩ニュータウン再生の進捗状況について	都市計画課
6	都営住宅建替えの進捗状況について	都市計画課
7	居住支援相談窓口令和2年度実績(7月から3月分)	都市計画課
8	多摩市舗装更新計画の策定について	道路交通課
9	市道5-35号歩線道路改良工事(レンガ坂)について	道路交通課
10	市道4-11・4-26号歩線(住市総)の事業説明会について	道路交通課
11	多摩市地域密着型交通実証実験運行事業の再延期について	道路交通課 (交通対策担当)
12	多摩市交通マスタープランの中間見直しの中止について	道路交通課 (交通対策担当)
13	第11次多摩市交通安全計画の策定について	道路交通課 (交通対策担当)
14	気候非常事態宣言で掲げた先行的取組の進捗状況について	環境政策課
15	エコアクション推進事業について	環境政策課 (地球温暖化対策担当)
16	多摩中央公園駐車場利用料金の改定について	公園緑地課
17	令和2年度ごみ減量・資源化の状況について	ごみ対策課
18	令和3年度多摩市立資源化センター古紙プラント設備等改修工事の請負契約の締結について	ごみ対策課 (資源化センター)

19	多摩市一般廃棄物処理基本計画策定における多摩市廃棄物減量等推進審議会への諮問について	ごみ対策課
20	多摩ニュータウン環境組合による町田市可燃ごみ処理支援要請に関する説明・意見交換会の結果について	ごみ対策課

午前10時00分 開会

松田委員長 ただいまの出席委員は6名である。定足数に達しているので、これより生活環境常任委員会を開会する。

本日配付された協議会の資料は行政資料室に所蔵している。

それでは、これより審査に入る。本日の審査は、お手元に配付した審査案件の順序に沿って進めさせていただく。

日程第1、第52号議案 多摩市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とする。

これより市側の説明を求める。

鈴木環境部長 ただいま議題となっている第52号議案 多摩市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の制定についてであるが、これはし尿処理経費の増加に伴い、多摩市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例に規定する廃棄物処理手数料のうち、事業所等の仮設トイレから排出されるし尿の処分について1リットルにつき24円から27円に、また、これを除く事業所等から排出されるし尿の収集運搬及び処分について1リットルにつき36円から39円に改定を行うものである。詳細については薄井ごみ対策課長から説明をさせていただくので、よろしくご審査のほどお願いする。

薄井ごみ対策課長 第52号議案 多摩市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明申し上げる。

本件に関しては、本年3月の生活環境常任委員会でも説明をさせていただいたが、改めて概要をご説明させていただく。タブレット上の資料は、本会議令和3年第2回定例会提出予定議案等説明資料のフォルダ中の令和3年第2回多摩市議会定例会提出予定議案説明資料の8ページをご覧ください。

まず5、議案等の要点の(1)概要をご覧ください。多摩市におけるし尿処理は、多摩川衛生組合と年間処理委託契約を締結し、同組合のし尿処理施設に搬入している。このたび同組合から、人件費の上昇等により実処理経費との間で差が生じていることを理由に処理単価見直しの要望があり、協議の結果、令和3年10月1日より処理単価を現行のキロリットル当たり2万4,000円からキロリットル当たり2万7,000円に引き上げることが決定した。これに伴い、多摩市が排出者に請求するし尿処理手数料について

も金額を改定するため、条例の一部を改正するものである。

次に、手数料改定の対象及び金額についてご説明する。(2)改正の内容をご覧願う。まず改正の対象は、多摩市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例第50条、別表第1、区分(イ)及び(ウ)である。区分(イ)とは、仮設トイレを除く事業所、(ウ)は仮設トイレである。区分(イ)及び(ウ)のいずれも事業活動に伴うし尿であり、従来から実費をご負担いただいている。なお区分(ア)及び(エ)は一般家庭が対象となるものであり、市民生活への影響や新たなし尿処理券を作成する経費等を勘案し、今回は改正の対象外とした。今後し尿処理単価の動向等を踏まえて検討していく。

次に、改定の金額についてご説明する。再度区分(イ)と(ウ)のところをご覧願う。区分(イ)は事業所等に汲み取りトイレがある場合、そこからし尿を収集・運搬し、かつ処分する場合の手数料であるが、改定前のリットル当たり36円から39円へ引上げる。区分(ウ)は工事現場等の仮設トイレから排出されたし尿の処分する場合の手数料であるが、改定前のリットル当たり24円から27円へ引上げる。

最後に、手数料改定の時期についてであるが、令和3年10月1日とした。以上、よろしくご審査のほどお願いする。

松田委員長 これをもって説明を終わる。これより質疑に入る。質疑はあるか。

岩永委員 先ほどお話をいただいたように、これについては3月の定例会のときにも協議会の中でご説明をいただいた内容かと思っている。少し確認をしたいのは、3月定例会のときに出していただいた資料の中では、3月から事業所などへの説明を行うと書いてあったが、それはどのように行われたのかについて確認をさせていただきたいと思う。

薄井ごみ対策課長 少し遅れたが、今月から説明を始めている。

岩永委員 今月から説明を行っているということであるが、どのような形式で行っているのかが少し気になっていて、例えば資料をお渡ししてやっているのか、一か所に集まっていたりしてやっているのか、その辺りを確認したいのと、あと説明を行いながら事業者の方から何かご意見等があったのかどうかも伺いたいと思う。

薄井ごみ対策課長 説明の方法としては、書類を郵送する形で行わせていただいている。

今のところ特に反響はいただいていない。

岩永委員       もう1点であるが、このし尿処理に関しては多摩川衛生組合に事業者から直接排せつ物・廃棄物が持ち込まれ、その量に合わせて多摩市におそらく請求があり、それを事業者に手数料として請求されているかと思うが、多摩川衛生組合に持ち込まれる搬入量は年間では大体どのぐらいになっているのかについて伺いたいと思う。

薄井ごみ対策課長   仮設トイレのし尿処理手数料の支払い方法であるが、仮設トイレを設置した事業者から収集業者に支払われ、その中から市の手数料相当分が後日市に支払われるという流れになる。仮設トイレのし尿の収集量であるが、確定している令和元年度の実績で年間8万4,100リットルになっている。

岩永委員       手続と大体どのくらいなのかはわかったが、今後の改正について特に何か異論があるわけではないが、仮設トイレがどの場所にあるのかについて、例えば市は把握されているのか。

薄井ごみ対策課長   仮設トイレの設置とその後のし尿の収集については、その仮設トイレを設置する事業者と収集業者の間での契約により決まっております、特にごみ対策課に対して届出等はいただいているので、把握はしていない。

岩永委員       最後の質疑にするが、この請求のされ方はどのような形になっているのか。持ち込まれた量の相当分ということであるが、1年間のものを積み上げていってその翌年に払うようになっているのか、どのような形で市に最終的に請求されてその金額を確定しているのかを確認して終わりたいと思う。

薄井ごみ対策課長   仮設トイレのし尿収集手数料については、月締めでお支払いをいただいている。

岩崎委員       一つ確認であるだが、この上がった金額が36円から39円、24円から27円とあるが、収集運搬と処分とに分かれているかと思うが、その金額の両方が上がっているのか、収集運搬のところではなく処分だけが上がったのかをお聞きする。

薄井ごみ対策課長   今回の引き上げの根拠としては、処分に係る部分だけである。

岩崎委員       そうすると、両方とも（イ）は収集運搬が入っているが、その分は上がっていないという確認だけ。両方処分のほうが上がったということか。

薄井ごみ対策課長 ご指摘のとおりである。

松田委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。

これより討論に入る。意見討論はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 意見・討論なしと認める。これをもって討論を終了する。

これより第52号議案 多摩市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを挙手により採決する。本案は可決すべきものとするに賛成の諸君の挙手を求める。

(賛成者挙手)

松田委員長 挙手全員である。よって、本案は可決すべきものと決した。

日程第2、特定事件継続調査の申し出についてを議題とする。

本件は、別紙のとおり申し出ることにはしたいと思う。これにご異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 ご異議なしと認める。では、そのようにさせていただきます。

この際暫時休憩する。

午前10時14分 休憩

---

(協 議 会)

松田委員長 ここで協議会に切り替える。

それでは、1番、連光寺複合施設及び鶴牧・落合・南野コミュニティセンターの大規模改修の進捗状況について、市側の説明を求める。

須田くらしと文化部長 それでは、協議会の1件目、連光寺複合施設及び鶴牧・落合・南野コミュニティセンタートムハウスの大規模改修の進捗状況についてご説明を申し上げる。これまで、昨年度中心であるが、地元の方あるいはトムハウスの場合は運営協議会の方を中心に、どういった改修にするかという調整を進めてきている。昨年度から取りかかった基本設計、実施設計が終了し、今般入札ということで事業者の選定を行ってきている。そういう中で、今議

会の最終日に契約議決の案件として上程させていただくということでお願いをしているところである。この件について、これまでの状況、今後の進め方等について改めてご説明を申し上げるということである。詳細については齋藤コミュニティ・生活課長から説明させる。

齋藤コミュニティ・生活課長 では、私から大規模改修のご説明をさせていただきたいと思う。令和3年6月16日の協議会1の資料をご覧いただきたいと思う。こちらの資料で連光寺複合施設及び鶴牧・落合・南野コミュニティセンターの大規模改修の進捗状況についてご説明させていただきたい。

まずは連光寺複合施設である。これまでは、今も須田部長がお伝えしたとおり、令和元年10月24日から令和3年の1月29日まで基本・実施設計を行ってきた。令和3年3月の議会において本案件の工事費用の予算をお認めいただき手続きを続けていたものである。また、こちらの連光寺複合施設については児童館と老人福祉館を併設しているところであり、3月の時点で老人福祉館については工事に伴って廃止することをご説明させていただいたところである。その条例については審議の上、可決していただいた。

今後の予定については、ちょうどまさに今6月であるが、追加議案として最終日に改修工事契約締結の議案を提出させていただきたいと思っている。こちらの中で工事の契約締結をお認めいただけた場合には、さきに3月に制定させていただいた老人福祉館の一部を改正する条例、連光寺福祉館をいつから廃止するかを規定した規則を6月30日付で施行したいと思っている。その後、本年の8月から改修工事に実際に入っていきたいと思っている。翌年3月であるが、連光寺福祉館が連光寺のコミュニティ会館となるので、そこで新しく部屋を貸し出すという中では、その使用料等々、新しく多摩市立コミュニティセンター及び多摩市立コミュニティ会館の設置及び管理運営に関する条例の一部改正をさせていただいて、使用に向けた準備を行っていききたいと思っている。最後に、令和4年9月にリニューアルオープンをしていききたいと思っている。

なお、連光寺複合施設については、昨年2月まで地域の方々と懇談会を開催していた。ただ、コロナ禍の中でなかなかできなくて、今1年近く懇談会ができない状態である。この緊急事態宣言が明けた後にできるだけ早い



段階でまた地域の方とご相談しながらやっていきたいと思っているので、このコミュニティ会館の運営も含めていろいろご相談をさせていただきたいと考えている次第である。

続いて、鶴牧・落合・南野コミュニティセンターである。こちらについては、令和元年10月24日から令和2年12月16日まで基本・実施設計業務委託を行ってきた。こちら令和3年3月議会の当初予算で工事費を計上させていただき、お認めいただいた。

今後の予定については、連光寺と同様に今回の議会最終日で改修工事契約締結の議案を上程させていただく。ここでお認めいただいた場合には、本年8月から改修工事を行っていききたいと思っている。こちらの中では、連光寺の複合施設と同様に、使用料等々、部屋が1部屋ふえるので、令和4年3月に条例改正を行いたいと思っている。最後に、令和4年9月にこちらでもリニューアルオープンをしていききたいと考え、協議会の皆様と調整をさせていただいているところである。

松田委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

岩崎委員 いよいよ閉まってしまうのでトムハウスと連光寺の方々はまだ予約できないことになっていると思う。今これを見ると7月からもう使えないと思っておられると思うが、一応6月で終わって8月から改修工事、7月の間はどのようになっているのかと、ホームページ上ではそれほど大きく出ていないと思っているが、ホームページ上での掲載はどのようになっているのかお聞きする。

齋藤コミュニティ・生活課長 1点目については、連光寺複合施設についてもトムハウスについても実際に6月末まで開館しているので、7月に関しては引っ越しによる荷物の運び出し等がある。連光寺に関しては、福祉館はなくなってしまうが児童館は別の代替場所の木の実公園集会所で継続していくので、その搬出入の関係がある。トムハウスについても、貸し館はないが、とりあえず仮事務所を設置して運営協議会の活動を継続していくので、その物品の搬入や運営の継続ができるような環境整備を7月にしたいと思っているところである。

2点目のホームページに関しては、確かに大規模改修に関しては大きく

載せていたところがないかと思うので、そちらは内容を確認してご提示できるようにしたいと思っている。

岩崎委員 地域の方々にとってはしばらくの休みとなっていくのだと思うが、今月はあと何週間もないが、7月の間に工事が始まるということで、周りの環境というか建物の周りには結構子どもたちも来て遊んでいたりする場所であるから、危ないこと、あるいは少し雰囲気が変わってしまうということがあるのであれば、お伝えしたり掲示したりしていただけたらと思うが、その辺はいかがか。

齋藤コミュニティ・生活課長 連光寺については、改修工事が8月から始まるということで、今年のちょうど1年ぐらい前に、近隣の方々にはお知らせを配っているところである。実際に連光寺複合施設が改修されることをお近くの方についてはお知らせしているところで、改修工事の中でも、工事の関係事業者・施工業者に、その点は注意を促していきたいと思っている。トムハウスについても、実は今年の11月にも利用者懇談会があり、その中でお時間をいただいてご説明をさせていただいたところである。こちらに関しても、実際にそういう流れで改修工事があるというお知らせと、併せて11月14日の利用者懇談会に、コロナ禍であったので多くの方に来ていただくことはできなかったが、地域の管理組合等の団体の代表者の方にも来ていただいてご説明を差し上げたところである。

岩崎委員 知らない人はいないが、子どもたちや、たまたま通りかかった人がわかるような状況にさせていただくようお願いしたいところである。

岩永委員 同じところで伺う。トムハウスのことであるが、この資料と同じようなご説明は3月の定例会のときにもいただいていた、そのときからこの7月から運営協議会を代替場所で運営するがその場所がなかなか決め切れていないというお話があり、今はもう6月で、今日の段階でもご提出いただいた資料の中では調整中となっているが、めどが立っているのかどうかを確認したいと思う。

齋藤コミュニティ・生活課長 大変失礼した。資料の中で確かに調整中となっていたが、こちらは南野の場所で事務所が借りられることになり、そちらの仮事務所で運営協議会の活動を続けていただくことになっている。

岩永委員           その仮事務所の例えば家賃や光熱水費についてはどのようになっているのかお尋ねしておきたいと思う。

齋藤コミュニティ・生活課長   家賃や光熱水費についてであるが、光熱水費については、今現在も特にコミュニティ・生活課からトムハウスを含めたほかの館に対して光熱水費の負担をさせていただいているところであり、その点については電気に関してもインターネットに関しても同様に対応させていただきたいと思い、契約の継続を進めている。あと家賃についても、当初予算の中でトムハウスの指定管理料の中に入れてお支払いさせていただくということで、この仮の期間の家賃に関しては、そこで対応していただく予定にしている。

岩永委員           これは今後のことにも大きく関わっていくかと思っている。これから施設を閉鎖して大規模改修するのは次々コミュニティセンターでも起こってくると思うが、やはり家賃である。光熱水費の部分は致し方ないとしても、家賃は結構な負担になるのではないかと思っています、やはり家賃がなるべくかからない場所の確保をしていかなければいけないのではないかと。やはりこれはお互いさまと思えば、できれば近くに借りられればよいというものもあるのかもしれないが、例えばほかのコミュニティセンターのスペースを貸していただく等、そのときに備品類をどうするのかということはあるけれども、何か少し工夫を考えることができないかと思っているが、その辺りについては今どのようにお考えになっているのか伺っておきたいと思う。

齋藤コミュニティ・生活課長   家賃については、確かに通常の指定管理料とは異なってくるものである。ただ、この改修工事については、大分前から、2年前から進めているところであるので、どのぐらいの費用がかかってくるのかを積算して含めた形で、それを乗せたような形で考えている。

言われるとおりトムハウスに関しては、先にUR都市機構が使えないかということで調整をしていたが、結果的にそういうUR都市機構の空き店舗が利用できず、逆に費用がかかるというところがあったので、では、近隣の民間のそういう施設が使えないかということで金額を積算し、その部分を乗せて計上させていただいたところである。ただ、今ご質問いただいたように、やり方としては、改修工事でいつもと異なるところがあるので、これ

でよしとせず、継続して考えていかなければいけないかと思っている。

須田くらしと文化部長 今、最後に課長からもご答弁申し上げたが、トムハウスの今回の大改修はコミュニティセンターの改修としては最初のもので、実は私どもも、運営協議会の皆さん方も、ある意味手探りでやってきているところがある。また、その上で新型コロナの関係もあり、いろいろとスケジュールも後ろへ倒れているといったような状況もある。そういう中での対応だったというところがまずある。

今ご指摘いただいたとおり近隣の、例えば今回、落合児童館は西落合小学校を使わせていただくといったような調整になっている。運営協議会としてどういう場所のできるのかといった一定の制約はあると思うが、なるべく維持経費がかからないような形で考えるのも大事なことだろうと思うので、今回はこういう形でお願いをしているが、今後の改修に当たっては、その辺りも含めて、今回のケースを参考にしながら、よりよい形で対応できるように検討させていただきたいと思っている。

岩永委員

先ほどUR都市機構の空き店舗というお話もあったが、空き店舗のがらんどうなところに初期投資してきちんときれいに使えるようにするのは少し非現実的だと思うので、今回のようにすぐに入って使える事務所のようなところを借りられたのはよかったかと思っている。この辺は、金がかかるのはコミュニティセンターだけの話ではないが、工夫ができるのであれば工夫をする必要もあるかと思うので検討していただきたい。

それから、老人福祉館の件であるが、これも3月定例会のときにはたしか今後の福祉館をどうしていくのかという方向性も含めてきちんと市の中で話し合いを進めていく必要があるのではないかというような問題提起があったかと思っているが、その辺りに対する取り組みについても現状どうなっているのか確認しておきたいと思う。

齋藤コミュニティ・生活課長 老人福祉館については、来年はコミュニティ会館ということで幅広い世代の方にご利用いただきたいと思います。また、同時に、場所柄児童館も一緒に併設しているので、まずは児童館とどういうことができるのかということの中で話をしているところである。併せて、この連光寺複合施設だけではなく、市として施設のあり方をどのような形で持ってい

ったらいいのかということで、内部での打ち合せをしているところである。そういうところを持って地域の方とお話をしたいなと思っているところであるが、なかなかそこまでいかないところではある。

ただ、庁内においては、関係部署である児童館の担当者、また企画政策や施設の担当者等と話をし、この場所に限らず、どのような利用ができるのか、どういう形で運営していったらいいのかを含めて考えさせていただいているところである。

岩永委員 確認であるが、今一応内部で調整しているが打ち合せがどの辺まで進んでいるのかはよくわからなかったが、老人福祉館の機能を今後廃止することは方向性として確定して市の中で話し合いを進めているということではないのかどうか確認する。

齋藤コミュニティ・生活課長 コミュニティ会館となるので、老人福祉館の機能、確かに老人福祉館ということで今施設の定義をしているが、老人福祉館にお越しの方、60歳以上の高齢者の方も含めた形でご参加いただける施設にしたいと思って話を進めているところである。

須田くらしと文化部長 今後市として、今連光寺のことは申し上げたとおりであるが、例えば豊ヶ丘、諏訪、東寺方といったところの福祉館をどうしていくのか、これは今、明確にどうするという方針を決めたということにはまだ至っていない。

ただ、今の老人福祉館の機能をそのままにこれを継続していくのはどうだろうかといったようなことは、議論の中ではある。ご案内のとおり、特に豊ヶ丘あるいは東寺方については、地域の方々と、行動プログラムの関連も含めて、どういう形で今後この施設について考えていくかという話し合いも積み上げられてきている。コロナの関係でなかなか進まない面もあるが、今後例えば地域委員会構想との関連なども含めてどうこれを整理していくか、今まだ結論には至っていないが、そういった文脈の中で老人福祉館についても一定の整理をしていくようなことになるかと、所管としてはそのように捉えているところである。

松田委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて2番、(仮称) パートナーシップ制度の導入に向けたスケジュールについて、市側の説明を求める。

須田くらしと文化部長 それでは、2件目、(仮称) パートナーシップ制度の導入に向けたスケジュールについてである。本件については、本年3月の第1回定例市議会における市長の施政方針の中でも触れさせていただいたこの制度の導入に向けてのスケジュールについてご報告をするものである。いわゆる性的指向・性自認(SOGI)と言われるものに関する悩みや課題を抱えている当事者及びその家族等が安定した地域生活を送ることができるよう、そういった下支えをする、あるいは環境を整える、そういったものの一步になるということ考えている。詳細については河島平和・人権課長より説明させる。

河島平和・人権課長 資料の(仮称) パートナーシップ制度の導入に向けたスケジュールについてをご覧くださいようお願いします。

パートナーシップの宣誓制度、一方または双方が性的マイノリティーである2人の関係について、2人が一定の関係にあること、また、その旨を宣誓したことの証明を行うもので、公的認証制度となる。今回はこの制度の導入に向けたスケジュールについて共有・報告をさせていただく。

多摩市では、女と男の平等参画を推進する条例で、性的指向・性自認の差別禁止が規定されている。また、平成29年に男女平等参画推進審議会から性的指向・性自認に関する差別解消についての提言をいただき、啓発活動やLGBT電話相談を隔月から毎月拡大するなど、一定の取り組みを行ってきた。今年度からスタートした「第4次女と男が共に生きる行動計画」においても、性的指向・性自認(SOGI)に関する課題を抱えている当事者への支援を前期5年の重点取り組みとしており、パートナーシップ制度導入検討を盛り込み、昨年度に男女平等参画推進審議会からも制度導入検討を求める提言をいただいている。今年度、この制度導入について検討を進めていくが、6月1日現在で全国106自治体が導入している。

また、当市では、世田谷区、府中市等が採用している要綱での制定を考えている。2人の関係がパートナーであることを宣誓書に記し市へ提出、宣誓

受領証を市が発行し2人に交付するものになる。性的指向・性自認に関する悩みや課題を抱えている当事者や家族の方たちが地域で安定した生活を送ることができるため、直接的な法的効果は付与されないが、戸籍婚と同等のサービスを受けることが期待できるものである。

例えば、民間会社だと、携帯電話家族割や航空券マイルの家族合算、生命保険や損害保険では同居期間など一定の条件を満たせば受取人となれる商品が出てきている。2人の経済的メリットだけではなく、自治体は住民の多様性を認め、当事者の気持ちに寄り添う姿勢を示す制度になっている。

なお、本制度の導入により庁内関係課の既存の制度や対応の見直し、医療機関や不動産業などの外部の団体への影響なども見込まれている。

続いて別紙をご覧ください。導入までのスケジュールになる。5月下旬に関係課長情報交換会とあるが、これは既に実施した。制度が導入された場合についての課題を共有した。以降であるが、他自治体の要綱を参考に要綱を作成しつつ、当事者及び関係機関との意見交換会、特に関係機関には制度への理解をいただくこと、また、関係課長意見交換会の結果を庁内の女と男が共に生きる行動計画推進会議で報告してご意見をいただき、さらに外部委員から成る男女平等参画推進審議会での意見を伺い、10月下旬にパブリックコメントを実施する。市議会へ進捗状況を報告させていただき、11月末の経営会議で決定、2月からの施行を目途に進めていきたいと考えている。導入前後には啓発事業や庁内の説明会なども考えている。

最後に、資料はないが、渋谷区や世田谷区など既に導入済み、また導入予定の区・市でそれぞれの取り組みを情報交換する場として東京都パートナーシップ制度導入自治体ネットワークを立ち上げている。多摩市もこれに参加している。事務局となる足立区、渋谷区、世田谷区以外の区市名は出ていないが、5月19日に新聞にも取り上げられていた。なお、東京都はオブザーバーとして参加している。今後この会議なども通じて課題など情報共有を図っていきたいと考えている。

松田委員長

市側の説明は終わった。質疑はあるか。

岩永委員

現状の確認であるが、多摩市は性的指向や性自認のことも含めてかなり先進的に条例上にも明記していて大変注目されていると思っているが、こ

うということに関する市への相談は年間どれぐらいあるのか確認しておきたいと思う。

河島平和・人権課長 このパートナーシップ制度への要望というご相談ではないが、性的指向・性自認に関するLGBT電話相談を毎月やっていて、年々相談認知がされており、年々相談件数は増えている。ただ、1回当たりの時間も限られており、一日多いときで3件程度となっている。

岩永委員 特にその中で、電話相談であるから多摩市民に限らないかと思っているが、多摩市に住んでいる方の状況として把握されていることがあるのかと思ったが、もしあればお伺いしておきたい。

河島平和・人権課長 多摩市民かそうでないかはなかなか聞きづらい部分もあるが、市民だと言われる方もおられる。一番苦悩されておられるのは、家族や友達、職場の方にそれを明らかにできない、職場でうまくいなくなったり家族と不和になってしまったりというようなお話をされている方が多い。

岩永委員 先ほど庁内の中で課題を共有されたということだったが、これができた以降、既存の制度との整合性を取っていかなければいけないところが各所管とも結構大変かと思ったりしているが、その辺りの課題の整理や共有事項について今ここで一つ一つ説明いただくのは時間がかかると思うので、もし資料があれば、後でぜひ議会とも共有していただけたらよいと思っているが、お願いできるだろうか。

河島平和・人権課長 一応関係課長意見交換会での会議録があり、簡単な、本当にざっくりとした情報交換会だったが、お示しできるように調整したいと思っている。例えばその中で挙げたのは、パートナーの方が亡くなった場合の事務関係、職員の福利厚生をどこまで広げられるか、異性同士の事実婚で認められているサービスをどこまで適用できるのかというような話があった。あと学校や子育ての現場、授業なども含めて、同性同士の保護者への対応や、かなり大きなお子さんなら理解できると思うが、小さなお子さんに対してどうやって理解させていけばいいのかというような課題は挙げられていた。

本間委員 条例ではなく要綱を目指すということでスケジュールを立てておられるが、そちらにした理由、条例と要綱の違い、また、これから条例を目指していくのか、その辺をお伺いしたいと思う。



河島平和・人権課長 多摩市の場合、女と男の平等参画を推進する条例の基本理念に既に性的指向・性自認による差別の禁止を規定している。よって、まずは手続などのルールをまとめたものとなる要綱でと考えている。導入済み自治体でも、条例と要綱で手続に差があるわけではない。

また、パートナーシップ制度そのものがやはり発展途上の段階で、今後、先ほど申し上げた東京都の自治体ネットワークとの連携も検討していく中で、制度そのものが少しずつアップデートしていくものだという事も勘案して要綱と考えている。

本間委員 ということは、状況に応じて要綱をまずは作り、そして条例にしていくこともあるのか伺う。

須田くらしと文化部長 今、河島課長からご答弁申し上げたとおり、いろいろ変わっていくことが見込まれる。まずスタートさせることも実は大事なことだと捉えているので、そういう意味では既に男女平等の条例を持っている多摩市であるので、こういった手続などをまず定めることを優先させたいということである。これは条例化をしないということではもちろんない。東京都でもこれについては都議会で採択されているので、そういう状況も見ながら、この件についてさらに権利義務を規定していくという文脈があれば当然条例化も視野に入れていくことになろうかと思うが、まずはこういった制度をスタートさせて、今困っている方々にどう対応するかをやりたいということである。

今後についても、中・長期的なところで他自治体の状況などもしっかりと見ながら、適切な対応ということで、両にらみでやっていくのが現状かと思っている。

岩崎委員 スピード感があると感じたが、このスケジュールでやっていこうという状況であるが、実際にこの部分が変わってそういう当事者の方たちにとって動いていくのは、この条例が施行され要綱ができてからになると思うが、その後この要綱をどういう形で多摩市の中で伝えていき、そして当事者に伝えていくのか、この後のスケジューリングというものもあるのか。

河島平和・人権課長 施行後は、市公式ホームページやたま広報などでの周知・啓発は当然であるが、当事者を招いての講座、あとは職員向けの説明会などの場も継続

してつくっていきたいと考えている。

岩崎委員 お願いしたいと思う。他の自治体とのネットワークがあるというお話だったが、ある意味そちらのほうが進んでいるということで早めにどんどんどんどん追いついてほしいという部分もあるが、そういう連携は既に動き出しているということではよろしいのか。

河島平和・人権課長 先月5月に第1回のネットワーク会議が、ズームだったが、オンラインであった。先行して導入した自治体はかなり課題がいろいろあり、後の自治体はその先行自治体の課題をクリアして改正していったところがあった。

ただ、具体的な話になってしまうが、例えば渋谷区でパートナーシップ制度の宣誓をした方が、次、仕事の関係等いろいろな事情があって引っ越さなければいけなくなったときに、その辺の手続を一からやり直さなければいけない。あと例えば市内の医療機関では制度の理解をさせていただいたが、万が一救急搬送された場合は市内の医療機関とは限らないので、その辺の連携が必要になってくるのではないかというような意見は出た。

岩崎委員 これからいろいろなことが多摩市でも出てくると思うが、ぜひ前へ進んでいくようにやっていただけたらと思う。

松田委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて3番、東京都策定の都市計画の決定及び変更図書の縦覧について、4番、多摩ニュータウンパンフレットについて、2件一括して市側の説明を求めらる。

佐藤都市整備部長 協議会案件の3番から13番まで都合11件については都市整備部の所管となっている。この先資料の説明については、案件を担当する課長ごとに進めさせていただくので、よろしく願います。

松本都市計画課長 私からは、協議会案件の3番、4番の2件についてご報告させていただく。

協議会資料3番の縦長になっている資料を開けていただけるか。東京都策定の都市計画の決定及び変更図書の縦覧について(「都市計画区域マスタープラン」「都市再開発の方針」)である。

東京都の都市計画区域マスタープラン、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針については、都市計画法に基づき、都道府県が広域的見地から都市計画の基本的な方針を定めるものである。また、都市再開発の方針については、都市再開発法に基づき、市街地における再開発の各種施策を長期的かつ総合的に体系づけたマスタープランとして都道府県が定めるものである。本2件については、都が策定するものとして令和2年6月議会の本協議会で素案等について、また令和2年12月議会の本協議会では新型コロナウイルス感染症に伴う社会状況の変化を踏まえた変更点についてご説明、ご報告させていただいている。

本日は、こちらの2件について、令和3年3月31日付で東京都から都市計画の決定及び変更の告示がされたので、改めてご報告させていただくものである。こちらの都市計画決定等に係る関係図書については、5月20日号のたま広報でもご案内している。東京都の都市計画課、本市の都市計画課で現在縦覧させていただいている。

こちらの資料にリンクを張らせていただいたが、こちらをクリックしていただくと東京都のホームページにつながり、多摩部の19都市計画に詳細な概要が記載されているが、そちらに多摩市の内容が書いてある。

また、都市再開発方針等についても記載されているが、詳細な内容はこの都のホームページに掲載されていなかったもので、本日協議会の資料としてもう一つ横長の資料を添付させていただいているので、こちらをご確認いただけたらと思う。案件3については以上である。

続いて、4番、多摩ニュータウンパンフレットについてである。協議会4の資料をお開きいただきたいと思う。

こちらについては、令和3年3月、多摩市における多摩ニュータウン開発の経緯などをまとめたパンフレットを作成したのでご報告させていただくものである。このパンフレットについては、過去にも作成していたが、以前発行したのが平成16年3月でかなり情報が古くなっていたところがあり、多摩ニュータウン再生などの情報も新たに加えて作成したものである。

このパンフレットの活用方法については、他自治体から視察に来られる方々にお渡しする等を考えている。原稿作成を含む業務委託として発注し

たが、予算の関係もあり、印刷物としては100部のみの作成となっている。Side Booksに上げさせていただいた電子データについては、多摩市公式ホームページにも掲載しているので、こちらもご活用いただけたらと思う。

松田委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

岩永委員 今回のパンフレットの件であるが、100部だけということで、100部の代わりに、毎年予算が確保できるのかよくわからないが、内容を更新し付け加えてまた次、新しく印刷していくお考えなのか。この100部を何年間ぐらい大事に持って使うのか。言ってみれば平成16年3月に印刷したものは、当初どのくらいの印刷部数で、例えばそれに追加で印刷したのか、その辺りのことがもしわかっていたら教えていただきたい。

松本都市計画課長 平成16年3月に発行した部数がどのくらいだったのか、大変申しわけないがその点については現状で把握していないのでお答えできない。今回は100部しか発行していない、では、今後どのように更新していくのか、また、あまり情報が追加されないのであれば増刷りしていく方向なのかというところも、所管でいろいろ判断しながら、また財政と予算の確保の仕方なども調整しながら対応していきたいと考えている。

岩永委員 議員の視察等でもこうしたことが来ると思うが、自治体によってはあらかじめ自分のところで印刷してきてほしい、あるいはタブレットを持っているような人の場合にはタブレットで見てほしい、あとはそういうものが全くなくても、現地に行ってタブレットが配付され、そこで見てほしいというような幾つかのパターンがあるので、その辺り少し工夫されて、ニュータウンのことで視察に来られる方も多いかと思っているが、その場で配ってもすぐに「もう必要ない」と言って処分される方もいる感じもする。ただ、この場で見てまた返してほしいということで手あかがつくのはあまりよろしくないのではないかと思っているので、せつかく100部あるものを大切に使用していただきたいと思うが、対応を工夫してほしい。

岩崎委員 今回のところでお聞きしたいのは、こういうデータは、渡してしまうと著作権的なものになってしまっていて、紙でしか渡せないのか、データでも差し上げてしまえるものなのかを伺う。

松本都市計画課長　こちらについては、多摩市公式ホームページに載せさせていただいているし、活用いただくのは問題ないと考えている。

大くま委員　一つだけであるが、この冊子は100部ということであるが、例えば地域図書館や学校図書館での活用は考えられているのか。

松本都市計画課長　多摩ニュータウンの貴重な資料であるので、既に行政資料室に置いているという状況である。

松田委員長　ほかに質疑はあるか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

松田委員長　質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて5番、多摩ニュータウン再生の進捗状況について、6番、都営住宅建て替えの進捗状況について、2件一括して市側の説明を求める。

星野ニュータウン再生担当課長　それでは、5番、多摩ニュータウン再生の進捗状況についてと6番、都営住宅建て替えの進捗状況についてを一括してご説明申し上げます。

まず、多摩ニュータウンの再生の進捗状況についてである。3月議会でもご報告したが、オンライン開催となった第8回ニュータウン再生シンポジウムであるが、現在動画に字幕を入れ込む作業を行っており、夏ぐらいには市公式ホームページにアップしたいと考えている。

続いて令和3年度のニュータウン再生の動きであるが、多摩市ニュータウン再生推進会議については、8月、11月、2月の3回の開催を予定している。現在検討しているテーマは2つあって、尾根幹線沿道の土地利用方針の検討、それから愛宕・貝取・豊ヶ丘地区とまちづくり計画の検討ということについて、本年度双方であるが、素案の取りまとめまで進めていきたいと考えている。また、既に策定されている諏訪・永山まちづくり計画のリーディングプロジェクトについても引き続き進捗を共有していく。毎年ニュータウン再生の進捗の共有と機運醸成を図ることを目的に実施しているシンポジウムであるが、例年どおり2月に開催する予定である。内容については、12月議会の常任委員会でご報告をさせていただければと考えている。

次に、3、その他についてである。UR都市機構関連について2点報告をさせていただく。まずUR都市機構諏訪団地の建て替え事業であるが、3月

に条件提示説明、個別説明等が実施された。4月には移転先の希望調査が実施されたところである。

また、下段の米印のところである。ウイズコロナ・アフターコロナの新たな生活様式が求められる中、郊外住宅都市である多摩ニュータウンのポテンシャルが改めて見直されている状況がある。UR都市機構では、多摩ニュータウン入居50周年を迎える中で、団地再生事業等のストックの再生や活用、地域ブランディングの調査など、本市と連携しながら進めているところである。

昨年秋、UR都市機構より、こうした取り組みがまだらにならないように結束して進めていくため、(仮称)まちづくり協定のようなものが多摩市と結べないかというお話があり、数回にわたり意見調整を進めてきた。協定に網羅する内容としては、現在進行中の団地再生事業やストック活用、地域住民や商店会、関係事業者との懇談会の企画運営、市政及びニュータウン入居50周年記念事業等の企画運営、多摩ニュータウンの魅力訴求に関わる事項などで、本年夏頃の協定締結に向けて調整を進めているところである。

次に、6番、都営住宅建て替えの進捗状況についてである。3月議会でご報告したことと記載内容の変更があったところについてご説明申し上げる。

1の旧中諏訪小学校跡地である。令和3年度中の入居が予定されている。資料には記載がないが、その後の情報として、6月7日に移転対象住民に発送された通知では、7月7日・8日の2日間で見学を実施するというところである。また、8月18日・19日の両日にわたって団地集会場にて部屋決め抽せん会を行うとの情報が入っている。今後のスケジュールとしては、秋頃にごみ出し分別の説明会、こちら市のごみ対策課の協力をもらいながら、年末前には移転を行う予定であり、年末前には移転先の鍵の受け渡しが行われると伺っている。

また、4の中沢一丁目団地であるが、3月17日に部屋決め抽せん会が行われた。7月の入居が予定されていて、粛々と今進められているところである。

以上、雑駁ではあるが、5番の多摩ニュータウン再生の進捗状況について及び6番の都営住宅建て替えの進捗状況についての説明である。

松田委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

岩崎委員 今まちづくり協定のようなものの締結に向けた調整をUR都市機構とされているということだったが、これは親睦的なものなのか、それとも家賃について何とかならないのかということも言える場所なのか、そこだけお聞きする。

星野ニュータウン再生担当課長 UR都市機構とのまちづくり協定の内容については、これから具体的な案文等を調整していくところである。どちらかというところ今までまちづくりに対してはUR都市機構と市との協定がなかったというところもある。多分建物を建てるようなところで覚書や個別協定を結んできたのだと思うが、全体のまちづくりに関して今までUR都市機構とは結んでいなかったところである。

前段で申し上げたように、今多摩ニュータウンにおけるウイズコロナ・アフターコロナというところで郊外団地の魅力が改めて評価されていて、子育てや生活がしやすい、都心に通うにもそれほど遠くないといったようなご意見もあり、こういったストックの活用、あるいは団地再生事業を進めていくことによってニュータウン再生の機運を高めていこうといった流れは、UR都市機構にしても、我々市としても一緒である。今その協定の中に網羅することとして考えているのは、先ほど申し上げた団地再生について、あるいは地域住民や商店会関係事業者とのまちづくりに対する懇談会のようなものを設置していこう、あるいは市制50周年、ニュータウン入居50周年の機運を高めるよう共同開催や企画運営を考えていこうといったようなところ、それから、以前永山に事務所があった頃は結構職員同士で勉強会をやったりして交流があったが、そういうものが途絶えてしまっているところもあり、職員同士の勉強会もやっていけないかといったようなことで意見の交換をしているところである。

どちらかといえば、家賃の話は家賃の話で、多分それはそれでまた是非々の話で、市として要望していく、UR都市機構としてそれに回答していくということになるかと思うが、どちらかというところ全体のまちづくりと一緒にやっていこう、パートナーシップを持ってやっていこうというような形での協定案を考えているところである。

岩崎委員 場所が場所であるのでなかなか難しいかと思うが、やはり市としてどのような立ち位置なのかというところは常に持ってほしいと思う。

岩永委員 今のところで1点だけ確認したいが、要はこのまちづくり協定というのは、今もお話をいただいたように、大きなくくりの中でのまちづくりということだと理解しているので、例えばUR都市機構が持っている賃貸住宅のエリアだけとかそういう話ではなく、もっと広くUR都市機構となると、そういう意味では今までの歴史を考えると例えば多摩センター駅前や永山駅前の開発にも大きく関わってきたところであるが、そういうところも含めて関わっていただける可能性がこの協定があるとさらに増すのかどうか、その辺りについてはいかがか。

星野ニュータウン再生担当課長 まず二者だけでいいのかという議論も実はあった。UR都市機構と市だけでいいのか、あるいは東京都やJ K K等いろいろな方がおられる中で二者で結ぶのかという議論が実はあったが、まずはいわゆるスモールスタートというところではないが、今、ニュータウン再生が動き出しているところでは諏訪・永山エリアでリーディングプロジェクトも作っているということで、まずはUR都市機構のストックを使いながらニュータウンの魅力を訴求していこう、あるいは我々も今入っているが、永山団地の再生事業に当たっては、住民の皆さん、それからUR都市機構と我々で話し合える場を設けようとかというところから今スタートしているかと思うし、あるいはニュータウンの魅力を発信していこう、50周年であるというところでは当然多摩センターにも脚光が当たってくる部分はあるかと思うし、必要に応じて勉強会といった立てつけの中に東京都にも入っていただく、J K Kにも入っていただくことが必要かと考えているが、まずはそういうところからスタートしていこうということで今調整を進めているところである。

岩永委員 そういう意味では、要は私たちがどちらかというUR都市機構の賃貸住宅のために協力をするようなイメージにも思えたが、逆にむしろUR都市機構にも、例えば自分たちの賃貸住宅を含めて団地の再生をやっていくためには、そこだけを見るわけではなく、永山駅前を含めた再開発なども話題になっているが、そういうところも含めて関わってもらいながらという



可能性がより出てくるというあたりはどのように見込んでいるのかと思ったので、もう一回確認をしておきたいと思う。

星野ニュータウン再生担当課長 今、委員が言われたようなところも含めて一緒にやっ  
ていこうと思っている。UR都市機構としては、その賃貸住宅のためにという  
ところもあるのだろうが、逆に言うと様々なところで団地再生をやっている、  
全国に団地を持っているので、そういった中で、過去の議会の中でも例  
えばアーバンデザインセンターのような立てつけだったり、学生との連携  
はどうなのだというご議論をいただいている中で、UR都市機構にもいろ  
いろなノウハウがあるかと思っているので、そういった意味では、我々もU  
R都市機構のお知恵を借りたりとかしながらまちづくりを進めていかなければ  
いけないかと思っているし、まさに市制50周年というところとニュー  
タウン入居50周年というところが、ちょうど同じ年にあったというところ  
もあるので、そういった部分でも何かイベントとかそういったことを  
やっていくのにUR都市機構のノウハウを借りたり、お力添えをいただき  
ながら記念イベントのようなものができないかというような相談もさせて  
いただいているところである。

岩永委員 確かに小さなイベント等でご協力をいただくようなことも非常に必要で  
あるし、大切なことだと思うが、この再生事業というのはもっと大きなところ  
の取り組みだと思っている、この協定がそういうところにもきちんと波及  
効果をつなげていけるようなものにしていったほうがよいと思っている  
ので、その辺りは今後さらに調整を進めていくと思っているが、ご努力を  
いただきたいと思います。

松田委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて7番、居住支援相談窓口令和2年度実績(7月から3月分)について市側の説明を求める。

大島住宅担当課長 それでは、協議会の案件7、居住支援相談窓口令和2年度実績(7月から3月分)についてご説明申し上げます。

居住支援相談窓口については、昨年5月の臨時議会で補正予算をお認め

いただき、7月から開設を行ったものである。本事業については、住宅確保要配慮者への居住支援と、生活困窮者への自立相談支援を一体的に行うために、場所をベルブ永山の4階、しごと・くらしサポートステーション内に併設させていただくという形で設置している。この実績が令和2年度実績ということでまとまったのでご報告するものである。

実績としては、7月から3月までおおむね9か月間になるが、延べ124名の方に、実人数では46名の方となるが支援を行ってきた。支援内容としては、入居に関する相談のほか、不動産事業者との連絡調整、あるいは不動産店舗への同行支援、また福祉サービスなどの調整といったことを行ってきた。この延べ人数124名であるが、延べ人数というところは、同月内の同じ方への支援は複数回行っていても1カウントとして、これは私どもと委託事業者との調整でそういう数値のカウントになっているが、年間で延べ124名という数字になっている。

住居の確保件数、一番下のところの数字になるが、年間トータルでは18件、18名の方が住居を確保できたということで、率にすると39.1%の方の住居確保を行うことができたという状況である。これは平成29年度から令和元年度の3年間で住み替え居住支援を行う中で住み替え相談会等を行ってきたが、こちらの実績が110名の方に相談対応して20名、18.2%の方の住居確保だったという状況と比べると、おおむね倍程度の確保率にはなっているかという状況である。住み替え居住支援協議会の相談会での対応が基本的にはその場での対応にとどまっていたのに比べると、この居住支援相談窓口では継続的な支援を行うことでより多くの方の住居確保につながっていると考えているところである。また、先ほど申し上げたとおり、4割弱しか確保できていないところがあるので、今後十分に支援できているとは言えない状況を踏まえ、引き続きしごと・くらしサポートステーションをはじめとする福祉部門や不動産事業者のご協力をいただきながら連携強化、また支援策の拡充を検討しながら住宅確保要配慮者への居住支援を行っていきたいと考えている。

松田委員長

市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて8番、多摩市舗装更新計画の策定についてから10番の市道4-11、4-26号歩線(住市総)の事業説明会についてまで3件一括して市側の説明を求める。

檜島道路交通課長 私から協議会8番から10番までを説明させていただく。それでは、まず8番、多摩市舗装更新計画の策定についてをご覧願う。

多摩市道については、市域の約6割についてニュータウン事業で多摩市既存地区道路整備計画等に沿って整備が進められてきたところである。ニュータウン地域の道路については、道路建設から40年以上が経過する中で舗装の劣化が進み、今後更新が急増することが見込まれている。そのため路面を安全な状態に維持していくために将来必要となる工事量や費用を把握しながら無理・無駄のない舗装管理を実践していくことが不可欠であると考えている。こうした状況を踏まえ、多摩市公共施設等総合管理計画の個別施設の計画として多摩市舗装更新計画の素案を作成したところである。

ページをめくって、3ページ目の概要版をご覧になってほしい。1の(3)計画の対象であるが、市道の管理延長約302キロメートルのうち幹線道路約67キロメートル、主要な生活道路約37キロメートルを舗装の対象としている。大型車やバスが多い路線、緊急輸送道路を幹線道路に位置づけ、幹線道路で囲まれた区域の道路を生活道路に分類し、舗装更新計画を定めることとしている。

(4)の計画期間については、2021年から2030年の10年間とし、舗装の劣化の進行状況については大型車両の交通量や舗装断面の違い等から路線ごとに異なってくるので、前期5年及び後期5年で対象箇所を具体的に定め、後期5年については定期的に行う路面性状調査の点検結果から見直しを行っていきたいと考えているところである。

次に、2番の舗装の現状と課題についてである。幹線道路と主要な生活道路では、平成18年度から5年間で一巡するように毎年路面性状調査を行っており、ひび割れ率、わだち掘れ量、平たん性を測定し、これまでの管理の実績等の結果をもとに、管理水準をひび割れ率35%としている。近年では幹線道路、生活道路共に路面劣化箇所が増加する傾向があり、今後これら

路線を維持するための費用が増加することが予想されている。

次に、3の舗装の維持管理の基本的な考え方であるが、3点提案させていただいている。1つ目に、安心して快適に暮らし、移動できるまちづくり、2つ目に、道路の区分に応じた効率的かつ経済的な更新、3つ目に更新費用の平準化である。この3つの考え方をもとに、自動車交通の多い路線など、重要性が高い路線を幹線道路、そのほかは生活道路に分類し、それぞれに適した効率的かつ経済的な更新を行っていく。また、舗装の延命化、長寿命化を図る予防保全型の舗装管理に移行し、更新費用の平準化と縮減に取り組んでいく。

次に、4番目の幹線道路の更新計画についてであるが、更新区間はひび割れ率が35%を超過する箇所を連続的に選定し、施工量をおおむね200メートルを最小延長としている。また、優先順位は深刻な路面状態を多く含む区間に加え、主要バス路線などを優先して設定している。更新費用については、平準化前の計画期間10年間の平均更新費用として年額1億4,000万円としているが、更新区間、優先順位を設定した上で更新費用の平準化を行うと年額約1億2,000万円となっている。

次に、5番目の生活道路の舗装更新について説明する。更新箇所については交差点間を基本単位としており、局所的に損傷が進行している箇所等については50メートル程度1単位として逐次更新を実施する方針としている。優先順位については、路面の劣化程度に加え、交通量など路線の重要度等を考慮して設定することとしている。更新費用については、平準化前の計画期間10年間の平均更新費用が年額1億7,000万円となっているが、更新区間、優先順位を設定した上で更新費用の平準化を行うと年額7,000万円程度となっている。なお、生活道路については、専用工事等による掘り返しが多く実施されるので、表層の更新履歴や耐用年数を詳細に把握・管理することが困難であるので、道路パトロール等による路面損傷の状況等により更新箇所を選定していきたいと考えている。

次に、幹線道路の舗装更新計画の施工箇所についてご説明をする。4ページ目の左側の図である。緑色で示した路線が前期2021年度から2025年度の更新箇所となっており、ピンク色で示した箇所が後期の

2026年度から2030年度の更新箇所を示している。

この4ページ目の右側の6番であるが、今後に向けての説明で、今後については安価で舗装の劣化を抑制する効果が期待できる予防保全により延命長寿命化の処置を行っていき、路面の劣化の発生・顕在化を遅延・コントロールする路面管理の考え方を導入していき、取り組んでいきたいと考えている。補修量が少ない時期に延命長寿命化措置を行うことで予算の安定化・平準化を無理なく効果的に行うことができると期待されるので、この資料に示しているとおり、これらの工法の延命効果を確認するとともに、最適な適用タイミング、適用箇所、適用条件等について検討していく必要があると考えている。また、必要な財源確保に向けた取り組みとして、占用企業者との連携強化や積極的な補助金を活用することにより一般財源の支出を抑制していきたいと考えている。

最後に、今後のスケジュールであるが、7月29日の行政改革推進本部会議において決定し、その後9月の生活環境常任委員会において報告させていただき、9月末に公表を予定している。8番の説明は以上である。

続いて、協議会9番、市道5-35号歩線道路改良工事（レンガ坂）についてである。レンガ坂の工事については、本年度と令和4年度の2か年の継続費として実施する予定である。

最初に、事業の概要であるが、工事の対象としている部分は、図にお示しているとおおり、南側がアカデミーヒルズの前の四角い広場から北側は三角広場の手前までを施工範囲としている。

整備の方針であるが、歩行者の安全性を確保することを念頭に、歩行者道と自転車道を設けて両者の分離を行うこと、滑りにくい素材の路面にすること、現在植樹されている倒木の危険のあるユリノキを更新して、紅葉が楽しめる、あまり大きくなならない樹木に更新すること、多様なイベントが開催できるような、イベント利用を見据えた空間、電源設備や水道、下水といった施設を設置していく予定である。今回の工事の中でレンガ坂橋についても補修工事を行っていく。

それから、平成30年度、レンガ坂の環境改善調査をこれまでやってきている。歩行者と自転車道の分離での社会実験、すわり場の環境改善に向けた

社会実験、アンケート・インタビュー等を平成30年度に行っており、令和元年度にはレンガ坂の基本構想の策定を行い、令和2年度にはレンガ坂基本設計を実施したところである。昨年の10月に現地でオープンハウス形式による説明会を実施し、その際ご協力いただいたアンケートをもとに滑りにくい素材等の路面にすること、樹木等の更新に関するイメージを聴取させていただいたところである。今回発注している実施設計においては、これらのアンケート結果を反映した形で実施させていただいているところである。

今後の予定であるが、令和3年8月～10月頃に工事の説明会を実施する予定である。コロナ禍にあり、緊急事態宣言中で会場の予約等が今現在困難な状況であるので、実施時期については改めてご案内する予定である。場所については、近隣の商業施設等を予定している。工事の説明会后に工事に着手する予定である。冒頭で申し上げたとおり、2か年継続して実施していくので、完成は令和5年3月ごろを目途としている。それから、本件工事については既に仮契約を締結したところである。本議会の最終日に契約締結の議案を提出させていただいているので、ご審議のほどよろしく願います。

それでは、協議会10番のご説明をさせていただく。市道4-11、4-26号線（住市総）の事業説明会についてである。工事の対象としている場所については、図にお示ししているとおり、諏訪・永山ふれあいの道の一部で、東はみどり橋付近から西のさんかく橋手前と、瓜生緑地の東側遊歩道の一部を予定している。

本工事の主な改修内容をご説明する。6点提案させていただいている。1つ目に、歩行者・自転車専用道路については、有効幅員を4メートル以上確保すること、2つ目に、老朽化した樹木を伐採して、新たな樹木への更新をしていく。更新する樹木については、コマツオトメあるいはジンダイアケボノといった従来の桜よりもあまり大きくならない丈夫な桜に更新していきたいと考えているところである。3つ目に、日中の明かりや夜間の照明の明るさを確保することから、樹木の間隔を広げ、街路灯の灯が広範囲に届くような植栽間隔に広げていく。4つ目に、斜面の樹木の間引きを行い、今申

し上げたことと同様、日中の日差しや街路灯の灯、こういったことが広範囲に届くような間伐を行っていく。5つ目に、破損している柵などを撤去して新しい物への更新を行っていく。6つ目に、階段の手すりの設置ということで、みどり橋付近などの階段を利用しやすいように、手すりの設置等を行っていききたい。

次に、これまでの経緯であるが、令和元年度に測量と基本設計を実施し、令和2年度に実施設計を行ったところである。実施設計の期間内において、近隣にお住まいの方々にアンケート調査のご協力いただいた。また、昨年度に説明会の実施も予定していたところであるが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止、こういった懸念から延期を行っているところである。

今後の予定であるが、コロナの状況にもよるが、今年度秋以降、令和3年度以内に沿道にお住まいの皆さんや通行される方等を対象とした事業説明会を実施する予定である。ただ、これまで主に沿道にお住まいの方々を対象にアンケート調査等を行ってきたが、説明会においては瓜生小学校の体育館等広めの場所をご用意させていただいて、小学校区域程度の周辺にお住まいの方々にもご参加いただきたいと考えているところである。説明会と併せて現地の状況も見ていただくなどして、工事の内容についてご理解を深めていただきたいと考えている。この工事については、令和4年度から5年度の2か年をかけて施工を進めていく予定である。

松田委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

岩崎委員 9番のレンガ坂のところであるが、結構古くなっているからレンガ自体がぼこぼこになっていることが多いが、結局これ全部張りかえるというか取ってしまっって新しくなるということでよいのか。

檜島道路交通課長 現状のレンガというかタイルであるが、非常に滑りやすいという苦情もいただいているので、全部張りかえる予定である。更新後はアスファルトにしようかと思っているところであるが、アスファルト風な塗装等をして、レンガ坂という名前の場所であるので、そういったことを踏襲するような形で復旧をさせていただきたいと考えている。

岩崎委員 色的には赤い感じになるのかわからないが、ただ、この地図にないところというか同じような時期につくられた道なのだろうが、結構石畳風にな

っているところも剥がれていたりするところがあるが、この地図上の赤いラインだけをやるということで、そのほかのところは何も手をつけないのか。

檜島道路交通課長 今回はレンガ坂の場所だけである。三角広場のところから四角い広場のところまでの路線である。補助の関係から、そういった路線をさせていたでている。

岩崎委員 今回はしようがないかと思うが、先ほどもあったトムハウスのほうまで行く道や横の道、東西の道も結構剥がれてボコッとなっているところもあるので、見に行っていたらと思う。

大くま委員 まず協議会9のレンガ坂のところ、今、レンガの模様を塗装するということが言われた。多分貝取商店街のような形でレンガの雰囲気を残してということだと思うが、意外と雨の日塗装している部分は滑りやすかったりもするので、坂になっているところもあるので、そこは慎重に素材などを選んでいただきたいということを要望としてお伝えしておくのが一つである。

あと協議会10であるが、今10のほうで言うと沿道住民及び利用者に対して事業説明会を予定しているということで、住民の方というのはお声がけしやすいかと思うが、利用者の方に対してはどういった形で説明会の周知をするのか。例えばこの間交通の問題ではオープンハウス方式を取られたかと思うが、そういったことを今検討されているのかどうか確認したいと思う。

檜島道路交通課長 周知の方法であるが、市公式ホームページ、広報等もちろんであるが、あと今まで沿道の方にご相談させていただいた経緯もあり、広範囲ということで、自治会や小学校の役員といった方々にも声掛けをして、どの程度まで広げていくかを今後検討させていただきたいと思っている。

岩永委員 多摩市舗装更新計画の策定のことであるが、先ほどのレンガ坂のところや永山3丁目のところの道路なども当然舗装も変えていくということでこうした計画の対象道路なのだろうと思う。舗装の更新ということで、この計画はおそらく路面のことなのだろうと思っているが、先ほどのレンガ坂にしても永山の道路にしても、道路というのは舗装だけではなく街路樹があったり、そこに附属物のベンチがあったり、いろいろな物もあるかと思って



いるが、この計画で積算をしている費用は、例えば今話したような街路樹あるいは附属物も含めた中での更新費用なのかどうかを確認したいが、いかがか。

檜島道路交通課長 本計画においては舗装の更新のみである。そのほかの道路附属物の改修等については含まれていない。

岩永委員 そうすると、例えばこれから道路の更新を考えていかなければいけないときには、この道路の舗装計画の更新の計画と、当然ながらそこにある附属物、ベンチや、植木のものもあるかもしれないし、あと街路樹のことも当然考えていかなければいけないことになるので、今平準化としてお示しをしていただいたのは幹線道路1億2,000万円、生活道路7,000万円だったが、道路の工事を考えるときにはこれ以上の金を見込んで私たちは心積もりをしておかなければいけないことになるのだが、そうなってくると、この1億2,000万円で舗装することになっている道路の数が、今舗装のことしか考えていないとすると、ほかのものも含めてとなった場合に、計画としては道路の更新ということでもう一つ必要になってくる可能性もあるかと思ったりするが、どのように考えているのか。

檜島道路交通課長 本計画においては言われるとおり舗装の更新のみであるので、そのほかの道路附属物ということでガードパイプや標識、街路樹の剪定等もある。そういったものについては、街路樹だと街路樹よくなるプランで計画的に更新していくようなプランを出していく一方で、交通安全施設等については、今現在計画等は持っていないので、舗装更新に合わせて現地を確認させていただいて必要箇所については舗装更新の中で補修をしていくといった対応になっていく予定である。

岩永委員 要するにここで示されている金額よりもかかっていくと思う。例えばこれは1億2,000万円の更新費用であるが、そういうものをプラスして平準すると年間大体どのぐらいのお金を見込んでおけばよいのか。今言ったように市道全体をリニューアルしたり更新する場合には、当然ながら舗装だけではだめなわけである。その辺りのことについてはどのような計画をお持ちで、今後公共施設全体の中で考えていくのかということも考慮していかなければいけないと思うので、その辺りの想定をお持ちであればお

聞きしたいと思う。

檜島道路交通課長 舗装についてはこの計画であるが、言われるとおり交通安全施設や街路樹以外の道路附属物等の更新計画を今現在は持っていない。こういったご意見を受けて、所管でも検討を進めていきたいと思っている。

岩永委員 要するにこれが多摩市の公共施設等総合管理計画の個別計画だという話であるが、私たちが例えば道路の更新を考えるときには、これだけではないということだと思う。きちんと計画を立てなければ予算も確保できないし、その予算に見合って更新する場所の選定や箇所なども、工事のできるところの数も変わってくると思うので、その更新計画ができたらいいということではなく、そちらのほうもきちんと踏まえながら対応していくことも必要なのではないかと思っているが、改めてお考えを伺いたいと思う。

佐藤都市整備部長 ただいまのご質問のとおり、やはり全体像が明らかになってこないというところは、私どもも認識を持っている。そういった中で今回舗装の打ち替えという部分で、所管課長からご答弁をさせていただいたとおり、維持補修という部分と整備という部分、国や都の補助金の関係なども配分が違っていたりすることもあり、まさに純粋に市一般財源としていかほど用意する必要があるのか、また、それが現実的に行けそうなものなのかどうか。当然私どもの部だけであっても道路だけではないし、市全体の中で優先順位をつけていかなければいけない。

そういった中でも、インフラ、都市基盤というところ、どうしてもこの道路はなくてよいというような話にはなかなかならないところで、優先順位としては当然高くなってくるが、その見通し、将来幾らかかるのかというのは、かつては一度整備をすると3年5年ですぐ悪くなるというものではないので10年20年何とかなるなど、いよいよここに来てニュータウンの開発から40年50年たって、1回2回は何とか補修をしてきているが、この先の更新となるとやはり相当なものになるだろうと。その危機意識を持っている中で今回舗装部分だけではあるが表させていただいたところである。

附属物、街路樹その他今後の見通しはまだまだ不透明な部分もあるが、それでも何とか安全で良好な空間の確保をしていかなければいけない中で、

今後一層市全体の中でトータルで計画の枠に何とか収まるような形でできるものを考えていきたい。

岩永委員 要するに、例えば出ている1億2,000万円や7,000万円の中で全部その街路樹や道路の附属物についても見ていこうとしているのかどうかによって今後変わっていくと思う。少なくともこの計画に基づいて優先的に整備しなければいけない道路というのはきちんと対象として上がっているわけであるから、そこにどのようなものがあり、そこを全体として市道として整備するためにはどのぐらいの金があるのかを議会にも示して初めて、なるほどこれぐらい金がかかるのだということになると思うので、その辺りは努力をして具体的に計画をつくり、こうしたものはなるべく早めに、あらかじめ議会とも情報共有してもらえればよいと思っているので、ぜひ頑張ってくださいと思う。

松田委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて11番、多摩市地域密着型交通実証実験運行事業の再延期について、12番、多摩市交通マスタープランの中間見直しの中止について、13番、第11次多摩市交通安全計画の策定について、市側の説明を求める。

渡邊交通対策担当課長 まず11番からご説明させていただく。多摩市地域密着型交通実証実験運行事業の再延期についてである。これは令和2年3月に策定させていただいた多摩市地域公共交通再編実施計画に基づいて各地域で交通不便地域、高低差の解消に向けての取り組みということで、各地域で実証実験をやるような計画になっていた。本来コロナ等の影響がなければ令和2年度にスタートをして今2か年目というところであるが、コロナの影響でまず昨年度のを延期させていただいた。

今年度もコロナの影響が引き続きまだ猛威を振っている中で、こういう中での実証実験はやはり正常な数値が取れないだろうというところもあったので、これも予算議会のときに延期をさせていただいているところである。

その後、所管でいろいろ交通事業者等々から聞き取りをさせていただいてはいるが、コロナ前と比較して全然乗客が戻ってきてない、行動様態の変化もあるようだ、今までの経験の中ではこの先が読み切れない状況に入ってきているというようなお話を多々いただいた。そういう中で、今回市の交通再編実施計画は実証実験をやってトリガー方式という形で、まず一番のメインは収支率、それ以外の利用状況を踏まえて本格運行に移せるかどうかを判断する計画になっているので、ここで交通事業者も今戻り切れていない、今後どうなるかわからないというところでの実験はデータのどうかということもあったので、今市では、多摩市地域公共交通会議のメンバーにもご相談をさせていただきながら、コロナの影響もあるので再度延期したいというような内容になっている。

2ページ目に今後の見込み等について書かせていただいているが、新型コロナウイルス感染症の影響により実証実験を実施する時期についても一度検討したいということで、令和3年度、現時点では具体的な実証実験に向けて準備できるようなものはないが、この期間、令和4年度にしっかり準備ができるように公共交通事業者等々関係機関から聞き取りなどをやりながら、社会情勢を踏まえ令和5年度に実証実験がしっかりできるように、令和4年度住民説明会等々も含めてしっかりと周知が図れるような形で考えていきたい。

続いて、12番、多摩市交通マスタープランの中間見直しの中止についてである。多摩市交通マスタープランについては、平成30年度から令和6年度までの7年間の計画期間という形で改定をさせていただいた。その中で中間年に当たる令和3年度、今年度に、時点修正や、いろいろな部分で新たに出てくるものも含めて中間見直しをやるという形でマスタープランには定められている。ただ、いろいろ目標数値等々があるので、これについても多摩市地域公共交通会議のメンバーにいろいろ聞き取りをしたが、いろいろどうなっていくのかわからないし、目標はやはりコロナがないという前提で立てられているので、ここで見直しをしたときに新たな目標値、計画をどこに据えていけばよいのか、社会情勢が読み切れない中では非常に困難であるというようなご意見をいただいた。

市としても、ここで無理に中間見直しをして、後でどういうことで目標になっているのか、書き直したのかというようなところを交通事業者、多摩市地域公共交通会議としてしっかりエビデンスを持ってお話ができるような状況に今ないこと、それから、もともと令和6年度までの計画で少なくとも令和5年度中には新しい改定に向けての準備・動きをしていくことになること、ここの令和3年度令和4年度の社会情勢を踏まえてしっかりとした本改定をしていきたいということで、ある意味ポジティブに考えると無駄を省く、ネガティブだとコロナ禍の影響を受けてしっかりと改定ができないだろうという、その両面を持ち合わせているので、マスタープランで令和3年度中の中間見直しをうたわれてはいるが、今ご説明した内容で中止という形で、今度令和6年度の本改定に向けてしっかりと動き出していきたい。

ただ、その間の状況については多摩市地域公共交通会議の中で把握し、各事業者の取り組みで進んでいるものがあるのかなのかという進捗管理だけはしっかりとやっていきたいと考えている。

最後、13番、第11次多摩市交通安全計画の策定についてである。これについては今多摩市では、第10次多摩市交通安全計画、計画期間が平成28年度から令和2年度という形で、第10次の中で動いている。本年度は第11次となっているので、これから計画を策定していく。これについても令和3年度に入ってはいるが、実はこの交通安全計画については、まず国の第11次というのがほぼ年度末ぐらいに示される。その示されたものを受けて、各都道府県が今度都道府県の交通安全計画を策定していく。その後、それが発表されたのを受けて各自治体で策定していく。市町村によっては発表される前に前倒しで年度だけ合わせて計画を立てているところもあるが、多摩市では国土交通省、警察庁、管内でいけば警視庁と一緒に足並みをそろえてやっていかなければいけないと考えているので、国及び都の発表を受けて、その内容を踏まえた形で交通安全計画をつくっていきたい。

第11次については、一応計画期間としては令和3年度から令和7年度で、令和3年度中という形でもものとしては少し出遅れた感じにはなるが、実質の活動は警視庁と連携をしながらやっていくので、活動自体は大丈夫だ

と思う。そういう中で今年度改定をしていきたいと思っている。こちらは交通安全対策会議という市長が会長になっている会議で、警察署長、消防署長も含めて各関係機関の方たちにしっかり内容を議論・検討していただくことを経て策定していく。以上3件のご報告である。

松田委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

岩永委員 一つだけ確認させてほしい。地域密着型交通の実証実験が再延期になったから、交通マスタープランも当然ながらいろいろ実験の結果を受けてのマスタープランの見直しということもあるので、そのほうがよかったと思う。予算であるが、これは一般財源だったかと思っているが、国や東京都からの補助があったのかなかったのかを含めて確認だけさせてほしい。

渡邊交通対策担当課長 予算立てするときには、前回までのところでいくと全で一財という形である。今後国土交通省がどうするのかわからないが、おそらく当市のレベルであれば全額一財になるだろうと考えている。

岩永委員 もし国や東京都との関係があったら返す、返さないというようなことがあるのかと思って心配したので伺った。

松田委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

この際協議会を暫時休憩する。

午前 11時59分 休憩

---

午後 1時00分 再開

松田委員長 休憩前に引き続き協議会を再開する。

14番、気候非常事態宣言で掲げた先行的取組の進捗状況について、市側の説明を求める。

鈴木環境部長 この14番目の案件から最後の20番目の案件までは環境部になる。各案件ごとに担当課長からご説明をする形で進めさせていただきたいと思うので、よろしく願います。

佐藤環境政策課長 では、協議会14番の気候非常事態宣言で掲げた先行的取組の進捗状況について説明をする。

まず、この取り組みの全体としての狙いであるが、市議会の皆様と一緒に行った気候非常事態宣言の中で、今後10年の取り組みが極めて重要と言われる中で、まずは一人ひとりこの気候危機の問題を自分事として捉え、できることから行動を始めるきっかけを促していくこと、これを実践するもので、本日は宣言で掲げた3つの課題、地球温暖化の問題、使い捨てプラスチックの問題、生物多様性の損失に対して、それぞれ企画した内容の進捗状況を報告する。

まず地球温暖化対策である。ここではトークリレーを企画している。4つのテーマについて、それぞれ専門家、市民団体、市長の3者で3回の対談を行い、現状や取り組みについてユーチューブを活用して紹介し、この気候危機の問題が真に差し迫っていて、今行動を起こすその時というメッセージを広く発信していきたいと考えている。

なお、この資料の作成のときはトーク対談形式を表のような形であらわしているが、企画を進めていく中で、子どもたちや若い世代の参加なども今考えているところである。また、それぞれご出席いただける方との調整も進めており、特に専門家については、再度、江守先生を含めて国立環境科学研究所の先生方にも参加の協力を打診しているところである。

次に、2番目、使い捨てプラスチック対策の先行的な取り組みである。この課題に対しては、削減方針とともにテーマとして川清掃を実施しながら、それを見える化して共感をふやし、さらなる行動につなげることを考えている。既に取り組みが始まっており、よみがえれ、大栗川を楽しむ会や多摩市水辺の楽校の皆さんと一緒に大栗川の清掃活動、そして中央大学の学生さんたちで結成しているグリーンバード中央大学の皆さんとともに、乞田川の清掃活動を既に毎月行っているところである。そして、この清掃活動をただ行うだけにとどまらず、この川ごみの結果をパネルにして見える化したり、アート作品のようなものを制作して比較的広く啓発するといった取り組みも今後考えているところで、今現在市民の皆さんとともに国土交通省京浜河川事務所の職員の方にも協力をいただきながら、多摩川で何かできないのかということで現在調整と相談をしているところである。

次のページに移って、生物多様性の保全である。この課題に対しては、ま

ず生き物に触れて知って、もっと興味を持ってもらうことから始め、そして季節レターなどもつくりながら、気候変動との関係も知ってもらう取り組みを進めていきたいと考えている。既に生き物ログはスタートさせ、ホームページにもアップしている。

また、生き物ということで子どもたちも興味を湧くテーマと感じており、季節ごとにテーマを決めて情報提供してもらう取り組みについても、電子媒体ではなく紙でも参加できるような、参加しやすい工夫も考えながら今募集のチラシなども作成しているところである。

また、市民との協働の基盤という点では、連光寺若葉台里山保全地域で植物マップを作成していきたいと考えている。将来的にはこのノウハウを蓄積して市内の緑地や公園などの身近な場所にもこのような取り組みを市民や子どもたちと一緒に広げていけたらと考えている。実際の植物マップづくりについては、専門家、市民団体、市民、それから私学となるが中学校、高等学校との連携も取りながら、既に1回目の調査を先月5月22日に行い、2回目も今月26日に行う予定となっている。簡単であるが、先行的取り組みの進捗状況の報告をさせていただいた。

松田委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

岩崎委員 最後の生物多様性のところの取り組みで、私立の学校が出ているが、多摩市の中に幾つか私立もある中で、ほかのところも今後入っていく感じなのか、連携を取るのはこの学校だけになるのかをお聞きする。

佐藤環境政策課長 実はこの里山保全地域、東京都に指定される前にもやはりこういう環境団体、環境に興味ある方によって調査が行われていたという実態がある。当時私学の学校の自然科学という自然系のクラブで調査を行っていたという実態もあり、過去のデータとも照らし合わせることが可能なので参加していただけるということで、今回一緒に行っているところである。今後市内の小・中学校に関しても、調査自体は今手探りで行っているところで、どこまで参加するかというのはこれからやりながら考えていくところであるが、マップづくりに関してはぜひ子どもたちにも参加していただきたいと考えているので、そういう手法を考えていきたいと思う。

岩崎委員 気候非常事態宣言を多摩市は本当に頑張っ出たということもあるの



で、私学の方は同じ市内に住んでおられる子どもたちではない場合もあるが、幾つかの特性を持ってほかの学校もある中、広めていただけるというのもあるかと思うので、声をかけていくなり、広がりを持っていただけたらと思う。

岩永委員 気候非常事態宣言ということで、一つは温暖化と、使い捨てプラスチックと、あと生き物の問題だと思うが、やはり多摩市内の緑である。公園緑地含めて、街路樹含めてということもやはりきちんと視野に入れながら、それらがこういう宣言との関わりをどのように支えているのかというような視点も入れていかないと、一つ一つの取り組みが個別化してしまって、要するに環境部の中でも少し、今回も連光寺若葉台の里山保全というところではそこをフィールドにしたというのがあるが、全体的に緑の空間ということと、やはりその温暖化をきちんと意識しながら取り組みを考えていく必要があるのではないかと思っているが、その点についてだけ伺いたいと思う。

佐藤環境政策課長 言われるとおり、市内には緑豊かな自然がたくさんある。この市の特徴を今後生かしていくためにも、一つのところを単独でやるのではなく、全体を掌握しながら生物多様性の保全を考えていかなければいけないということは市の環境政策課も承知している。今後この3つの取り組みについては、この結果と成果を次期みどりと環境基本計画の中にも生かしていきたいと考えている。その中では、市全体の緑、生き物、自然について、保全、あと地球温暖化対策にもつながることを示しながら、2050年CO<sub>2</sub>実質ゼロを目指した方向にしっかり向かうような取り組みと、あと目標をしっかりと立てていきたいと考えている。

岩永委員 特に緑の問題で言うと、どういう植生の環境をどのようにつくっていくのかということも結構大事かと思っている。例えば多摩市は道路などにもツツジがたくさん植わっているが、ツツジがたくさん植わっているということは、ツツジについている虫を食べるような生物がふえてしまうようなこともあるようで、どのようにバランスのよい生態系をこの市内の中で作っていくのかも、これから公園を更新したり、その街路を更新したりというところでもっと考えていく必要もあるのではないかと思っているので、

そのようなところも視野に入れながら、この気候非常事態宣言があるという  
ことを意識して取り組みの工夫をしていただきたいと思います、その点に  
ついてのお考えだけ確認しておきたいと思う。

佐藤環境政策課長 今いただいたご質問のように、生態系のバランスはまだまだ把握でき  
てないところもあるので、今回の取り組みをモデル的な取り組みとしてし  
っかり生かしながら、次につなげていきたいと思う。

松田委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて15番、エコアクション推進事業について、市側の説明を求める。

市ノ瀬地球温暖化対策担当課長 それでは、15番のエコアクション推進事業について  
ご説明をさせていただく。資料は、協議会15のものを開いていただければ  
と思う。

エコアクション推進事業についてのご説明をする。市民・事業者が気候危  
機を自分のこととして捉え、日常生活の中で環境に配慮した行動を起こす  
ことを推進する事業という形で進めていきたいと考えている。昨年度気候  
非常事態宣言を行って、気候危機を市民とともに共有し、地球温暖化に取り  
組むことを目標として進めたが、コロナ禍でイベント等が中止になった関  
係で、なかなか自分のこととして捉えていただけるような機会が大分少な  
くなってしまったところがある。今回、市民経済部経済観光課の実施する新  
型コロナウイルス感染症対策事業の一つである環境配慮型おうち消費促進  
事業と連携したエコアクション推進事業により、一人ひとりが気候危機を  
自分のこととして捉えてもらうきっかけづくりをしていきたいと考えてい  
るところである。

2番目、環境配慮型おうち消費事業の説明をさせていただく。こちらの内  
容に関して、飲食店の事業継続のためのテークアウトやデリバリーの取り  
組みを応援するということに合わせて、巣籠もり消費により拡大してい  
るプラスチックごみの削減にも取り組む事業という形で取り組んでいき  
たいと考えている。事業の内容として、AとB、大きく2つに分かれており、  
まずAである。こちらは啓発グッズを配るという事業である。こちらは、デ

リバリーやテークアウトを利用した消費者がマイバックを持参していただいてレジ袋等を断っていただいたときにポイントをプラスして渡すことによって、多摩市の提供する啓発グッズをお渡しするという事業である。これによりレジ袋の削減等の効果を図っていきたい。Bの事業である。こちらは、テークアウト・デリバリーで店舗がリユース食器等を用意していただいたり、どうしても使い捨てのプラスチックになる場合は、バイオマスのプラスチック容器を購入していただくための費用を補助する事業である。補助上限は10万円という形になっているところである。

事業の対象者である。市内でテークアウトまたはデリバリーにより飲食物を提供する飲食店を営み、エコアクション事業に賛同していただける中小事業者という形になっているところである。

実施時期。エントリーはもう既に5月20日から始まり8月末まで、ポイントの付与期間やグッズに関しては、今ちょうどグッズが届き始めたという形で、届き次第お店にお渡しして開始していきたいと考えているところである。申請期間は、6月1日から来年の1月31日までという形で考えているところである。

3番、エコアクション宣言のところである。おうち消費促進事業に参加する店舗と、そここのところにお買いにきていただいた利用者の方にエコアクション宣言、私はこういう環境への取り組みをするという宣言をカードにして書いていただくという形になる。参加店舗にもポスター等を掲示して、この店はこの環境配慮をしているというのを貼り出すことによって、市内の事業者も環境に取り組んでいるという形を広めていきたいと考えている。

2ページ目に行く。今言った内容である。

エコアクション宣言のポスターである。一応このような形で、お店ごとにこういう項目に取り組むというのを貼っていただいて、エコアクションのポイントをためるとこういうグッズに交換ができるという形で貼り出さずしていただくことを考えているところである。利用者の方には、これは大きいもので、本当はポイントカードタイプのものであるが、こういうカードをお渡しして、初回利用、2回、3回、4回という形でこここのところにシールを張

っていただいて、2ポイントためると多摩産材を使った箸をプレゼントする、4つまでためると保冷バックをプレゼントするという形で、お店を繰り返し利用していただけるというところと、環境に取り組んでいただいてマイバックを持ってきていただくと1ポイントプラスする、さらに、お弁当箱のようなものを持ってきて、お弁当箱の中に入れていただいて持って帰っていただいたら2ポイントプラスするという形で、環境に努力している人にポイントが付与されるという仕組みでやっていきたいと考えているところである。

こちらは7月をめどにスタートしていきたいと思っているので、また始まりましたら進捗等を報告していきたいと思う。

松田委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて16番、多摩中央公園駐車場利用料金の改定について、市側の説明を求める。

長谷川公園緑地課長 それでは、16番目の案件を説明させていただく。資料をお開きいただければと思う。

1、背景に記載のとおり、多摩中央公園駐車場は新都市センター開発株式会社が管理している多摩センター地区共同利用駐車場に位置づけられており、サービス内容を共通のものとしている。多摩中央公園駐車場以外の各駐車場については、令和元年6月から駐車料金の改定を行ったところである。市では当時令和2年度にパルテノン多摩の大規模改修を控えていたことから、大規模改修工事終了後のリニューアルオープンに合わせて改定することとした。今回、令和4年3月のパルテノン多摩リニューアルオープンに向けて料金改定の条例改正に取り組んでいくに当たり、まずは改定内容を本委員会にご報告させていただくものである。

続いて2の料金改定(案)のところをご覧願う。多摩市立多摩中央公園内駐車場の管理運営に関する条例に規定している利用料金を表のとおり増額改定させていただきたいと思っている。

3の今後のスケジュールである。今回内容をご協議・ご確認いただいて、

次の9月議会に条例改正案を上程させていただきたいと考えている。そこでお認めいただけたら、周知期間を経て、令和4年3月のパルテノン多摩プレオープンには改定体系での運用を開始していきたいと考えている。雑駁であるが、説明は以上となる。

松田委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

本間委員 今度できる図書館、あとパルテノン多摩利用の方、そしてそのパルテノン多摩の4階にできる子どものエリアを利用する方への補助はどのようになっているかわかるか。

長谷川公園緑地課長 まずパルテノン多摩においては、これまでも一定の施設使用料金、あるいは館内でチケット等を購入された場合にはそれぞれ一定の駐車料金割引を行っており、リニューアル後も同様に行っていく方向で検討していると伺っている。また、改修後のパルテノン多摩内にできる子ども広場の利用者については、通常の広場として無料でお使いいただけるサービスもありつつ、一時保育も開始されることになっており、こちらは当然料金がかかってくることもあり、駐車場割引サービスの必要性は認識していると伺っている。ただ、現在詳細を検討しているということで、所管で進めているところである。また、新設される図書館本館については、パルテノン多摩よりはオープンがまだ1年以上先であり、そこに向けてまだ具体的な検討にまでは至っていないと伺っている。

本間委員 子どものエリアに関してであるが、無料であるのでサービスがないということではなかなか遠くから来るのが難しくなる。子どもの広場自体を多摩市内の皆さんがご利用になるので、遠い方は当然車を利用されることがあると思う。特に雨だと車を使ってご利用いただくのではないかと思うが、一時の預かりは金が出るが無料はこうだというようなことだとなかなか遠い方が使いづらい、車の利用がしづらいということがないように、そちらは所管が違うと思うが、その辺もしっかりと考えて今後やっていただきたいと思う。

また、図書館もそうであるが、全額無料ということではもちろんないが、ある程度の補助は必要かと思っている。あと、その金額についても、そういうことがあれば考えることがあるのだったらよいということではあ

るが、ただ、少し疑問なのは、デパートやスーパーをご利用になった方が利用する場所のほうが便利なわけで、同じでなければならない理由をお伺いして終わりたいと思う。

長谷川公園緑地課長 まず前段でご質問いただいた図書館本館と子ども広場の利用者の割引サービスについては、特に図書館本館に当てはまる話かもしれないが、利用しているのか、していないのか、何時間利用しているのかがなかなかわかりづらい状況もあるので、どのように割引サービスを規定して実際サービス券を発行していくのかという課題もあると所管課から伺っている。

ただ、今日いただいた意見は貴重で重要な意見かと思うので、所管にはきちんと伝える。各施設で必要な割引サービス等を考えていくかと思っている。

2点目の共同で料金をやる必要というところであるが、共通の料金でやっているというところでは、この公園の駐車場が、多摩中央公園内の駐車場とは言いつつも、冒頭説明させていただいたとおり多摩センター地区共同利用駐車場ということで位置づけており、もともと多摩センターのまちづくりの中で交通の円滑化、駐車需要を図るために、言わば多摩センターの中心エリアの駐車場として各駐車場のサービス体系を同一にし、駐車場需要に対応していくというところで、今現在においては新都市センター開発株式会社と協定を結びながら共同で運営しているというところがあるので、引き続きこの枠組みの中で運営していく必要があると認識している。

本間委員 今後どのような形で利用いただけるかわからないが、今までの利用状況を見るといつもがらがらな駐車場かとしているが、その辺が少しでも改善できるような形になればよいと思っている。これは意見である。

岩永委員 今、本間委員が言われた意見も一つかと思う一方で、この駐車場が公園所管である必要があるのかについてはどのように整理しているのかと思う。というのも、先ほど課長が話してくれたように多摩センターエリアの駐車場として位置づけてある、だが、公園の中にあるということであるが、今度公園という視点で見ると、今のところ多摩市の公園は基本的に駐車場代は無料だと思う。

だから、そこの整合性も問われるのではないかということも一方では

あると思ったときに、これを本当にこれからも公園の駐車場として公園緑地課が所管するのがいいのか、それともそうではない形にしていってほしいのかについては、もう1回きちんと市の中でも整理をした上で、今後の料金も含めた対応を図っていったほうが整理しやすいのではないかと思ったりするが、その点についてのご意見をいただきたい。

長谷川公園緑地課長 今、岩永委員からご指摘いただいた意見はまさにそのとおりなところもあり、当初はこの駐車場は公園内施設ということで、都市公園法の中では公園内に造れる施設が限定列挙されている中で、駐車場については便益施設ということで、建設当時もそのような位置づけで造られたことから、多摩中央公園を所管する私も公園緑地課で所管してきたという経緯があるかと思っています。

一方で、先ほど来、私もお説明させていただいているとおり、本駐車場については、ほかの公園とは違って多摩センター全体の駐車場ということで多摩センター地区共同利用を行ってきた中で、今後どこが所管するのがいいかという検討は必要であるかと思っています。

また、今多摩中央公園内の各公共施設をリニューアルし、新たに多摩センター地区の中心をリニューアルしていくというところでは、クリエイティブキャンパス構想による施設運営なども今取り組みを進めている中で、そうしたところを実際に進めていく中で果たして本当にどこがいいのかという検討は、ご指摘のとおりしていく必要があるかと思っています。

岩永委員 今認識としてはそういう認識をお持ちだということがわかってよかったかと思っていますが、例えば図書館を利用する、パルテノン多摩を利用するときに、多摩中央公園の駐車場を利用した場合には割引がつくが、共同利用でやっているわけであるから、別に多摩中央公園の駐車場に限らず、共同で利用できる、例えばヤギがいるところの駐車場、多摩センターエリアのほかの共同利用で管理している駐車を場使っても、パルテノン多摩や図書館等を使っている場合には割引があるほうがよいわけである。

要するに、子育ての施設に来て、パルテノン多摩にある多摩中央公園駐車場にとめた場合にはもしかしたら無料なのかもしれないが、そこが混んでいた場合に共同利用だからと言ってほかの駐車場を使った場合には割引が

利くのか利かないのかというところも含めて、やはりきちんと整理をしていったほうがよいという印象を持っている。だから、公園は公園として、これから公園全体の駐車場の有料化も含めて今後検討されていくかと思ったりしているのですが、少しその辺の駐車場の位置づけ、役割を考えた上でどうしていくのかをぜひご検討いただきたいと思っている。意見としてだけ言うておく。

松田委員長       ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長       質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて17番、令和2年度ごみ減量・資源化の状況についてから、20番、多摩ニュータウン環境組合による町田市可燃ごみ処理支援要請に関する説明・意見交換会の結果についてまでの4件、一括して市側の説明を求める。

薄井ごみ対策課長   私から協議会17から20までの4件を一括してご説明申し上げたいと思う。

まず協議会17、令和2年度ごみ減量・資源化の状況について、資料に沿ってご説明申し上げます。資料の四角く囲った下に、多摩市一般廃棄物処理基本計画におけるごみ減量目標を参考までに掲げている。目標は3つである。①排出量(可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみ・有害性ごみ)を10%削減、②資源化率40%以上を目指す、③焼却残渣を資源化し、埋立量をゼロに近づける。これら3つについて、その下に基準年と令和元年度と令和2年度、それから目標年度である令和4年度の数値の推移を掲示している。ちなみに、①の排出量の推移については、縦長の表になっているが、その中の下から3番目、ごみ量の1人1日当たりの排出量が基準目標値になるので、そちらをご覧ください。

では、資料の一番上の四角囲みのところに戻っていただく。令和2年度のごみ量は、平成23年度比で12.4%減少し、一般廃棄物処理基本計画で掲げる目標、10年で10%減、計画期間の8年目に当たる令和2年度は8%減を上回る結果となっている。事業系の持ち込みごみは、前年度の22.6%減に対し、令和2年度は34.8%減となった。引き続き平成28年度の手数料改定の効果があると思われるが、令和2年度については



新型コロナウイルスの蔓延により事業活動の縮減があり、特に可燃ごみが減ったことが影響していると考えている。今後は事業活動の再開でごみ量の増加が見込まれるため、引き続きしっかりと清掃工場での搬入物検査や、排出事業所への訪問指導などに取り組んでいく。

家庭系の収集ごみについては、令和元年度の6.1%減から令和2年度は3.2%減となった。在宅勤務や生活スタイルの変化により自宅で過ごす時間が多くなり、飲食の持ち帰り容器や、自宅内の整理整頓を原因とする廃棄物が多くなったと考えられる。

資源化率については、前年度の33.8%に対し令和2年度は35.0%となり、1.2ポイント上がった。この結果を維持し、さらなる資源化率向上のため、市資源化啓発や事業所への指導などに取り組んでいく。

清掃工場において、不燃残渣から金属等を再度取り出し、エコセメントの原料として全量を資源化することにより、埋立量は平成27年度よりゼロトンとなっている。令和元年度に引き続き令和2年度もゼロトンとなっている。

続いて、協議会18、令和3年度多摩市立資源化センター古紙プラント設備等改修工事の請負契約の締結についてご報告する。本件契約は、去る5月21日に選定手続が終了し、5月27日に仮契約を締結し、本日付で多摩市長から追加議案として送付しているものである。今後、議会運営委員会の決定により最終日の本会議に付託されると予想されている。それでは、資料に沿ってご説明する。

1、計画概要についてご説明する。本工事では、平成20年度の供用開始後13年が経過している古紙選別・圧縮・梱包設備を更新することにより、機能保全と継続的な安定運転の実施、性能水準の維持を図ることを目的に実施するものである。具体的には、現設備における選別機は、供給コンベヤと選別コンベヤが一体型の選別機であるため、古紙の組成に応じた速度調整ができず、安定した選別作業ができない状態にある。そこで現在使用している選別機を撤去し、新たに供給コンベヤと選別コンベヤに分けて設置し、古紙の選別を強化し、円滑な選別を実施することで古紙の分別向上を図る計画である。

2、工事概要についてご説明する。本工事は、多摩市立資源化センター草枝資源化棟1階にある古紙プラント設備の更新であり、概要は次のとおりである。(1) 受入供給設備更新、(2) 選別設備更新、(3) 古紙類圧縮梱包設備更新、(4) 空気圧縮設備更新、(5) 附帯工事、(6) 架台・歩廊更新、(7) 建築工事、(8) 電気計装工事、(9) バグフィルタ点検整備。

3、工程計画についてご説明する。本工事は、施設の稼働を停止し実施する必要がある。設計期間及び機器製作期間を考慮した上で稼働停止期間を可能な限り短縮するため、工程を下記のとおり設定する。また、工事着手を1月中旬とすることで、例年資源物の搬入量が増加傾向にある年末年始に排出される資源物の資源化に影響が生じないように配慮する。

まず契約工期は、契約確定の日の翌日から令和4年3月25日まで、設計期間は令和3年9月末まで、機器製作期間は令和3年12月末まで、施工期間は令和4年1月中旬から3月25日までである。

4、搬入保管品及び搬出品の仮置きについてご説明する。工事期間中収集した古紙については、草枝資源化棟1階に一時保管し、随時古紙問屋に搬出する。また、これにより収集委託の増額や契約変更は生じない。

5、契約の相手方。日立造船株式会社東京本社。

6、契約金額。税込みで2億4,240万7,000円。

7、契約の方法。一般競争入札の総合評価方式。

続いて、協議会19、多摩市一般廃棄物処理基本計画策定における多摩市廃棄物減量等推進審議会への諮問についてご報告する。資料に沿ってご説明する。

1、報告の趣旨。多摩市廃棄物減量等推進審議会に多摩市一般廃棄物処理基本計画の次期計画策定について諮問したので報告する。

2、説明。廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項により、市町村は、その区域内の一般廃棄物処理に関する計画を定めることが義務づけられている。現在の多摩市一般廃棄物処理基本計画は、平成25年3月に平成25年度から平成34年度までの10年間を期間として策定され、その後平成30年3月に中間見直しが行われた。現行計画の期間満了を来年度末に控え、次期の計画の策定に着手する。次期計画の策定に当たっては、多

多摩市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例施行規則第4条第1号により、多摩市廃棄物減量等推進審議会に諮問する。去る5月24日に開催した令和3年度第1回多摩市廃棄物減量等推進審議会に諮問した。今後約2年間をかけて審議される予定である。

3、備考。多摩市廃棄物減量等推進審議会は、山谷修作会長外11名の合計12人で構成している。

2ページ目に、諮問文をつけている。諮問文の中にもあるとおり、新型コロナウイルス感染症はいまだ終息を見ることができず、行動制限等市民生活の変容もある。したがって、この計画の策定に当たっては困難を伴うと思われるが、ぜひ委員のお知恵を拝借し、計画を策定したいと考えている。

最後に、協議会20、多摩ニュータウン環境組合による多摩市可燃ごみ処理支援要請に関する説明・意見交換会の結果についてご報告する。資料に沿ってご説明する。

1、概要。去る5月29日、土曜日に、多摩ニュータウン環境組合が開催した多摩市可燃ごみ処理支援要請に関する説明・意見交換会の結果をご報告する。

2、説明。3月22日の生活環境常任委員会に報告したとおり、現在多摩ニュータウン環境組合は、町田市から令和4年4月から4年間にわたり同市の可燃ごみを多摩清掃工場で処理することを要請されている。このことについて多摩ニュータウン環境組合は、5月29日、土曜日に地元説明・意見交換会を開催した。町田市の管理職も説明に当たった。来場者からは様々なご意見が寄せられたが、町田市の要請に応じる手続を進めていくことが了解された。

なお、参加者数等は、次のとおりである。

松田委員長

市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長

質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

以上で協議会を終了する。

(協議会終了)

午後 1時44分 協議会終了

---

午後 1時51分 再開

松田委員長 休憩前に引き続き会議を開く。

委員会を再開する。

ただいま休憩中にご意見を伺ったところ、生活環境常任委員会において決定した調査事項である2年間のテーマ、多摩市気候非常事態宣言の具体化について、目的を市と市議会共同で作られた多摩市気候非常事態宣言の具体化がどのように進められているかを調査する、食品ロスや公的な緑空間の役割等の視点から議会としての提案も視野に入れ研究を進めることについて所管事務の調査事項としたいとのご意見があった。本件を日程に追加し議題とすることにご異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 ご異議なしと認める。本件を議題とする。

この際暫時休憩する。

午後 1時52分 休憩

---

午後 1時52分 再開

松田委員長 休憩前に引き続き会議を開く。

お諮りする。ただいまご意見のあったとおり所管事務調査を行うこととしたいと思う。これにご異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 ご異議なしと認める。よって本委員会は多摩市気候非常事態宣言の具体化について所管事務調査とすることに決した。

お諮りする。本所管事務の調査事項は多摩市気候非常事態宣言の具体化について、調査目的は市と市議会共同で作られた多摩市気候非常事態宣言の具体化がどのように進められているかを調査する、食品ロスや公的な緑空間の役割等の視点から議会としての提案も視野に入れ研究を進める、調査方法は委員会での議論、視察及び意見交換、調査期間は委員の任期中といたしたいと思う。これにご異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)



多摩市議会委員会条例第28条第1項の

規定によりここに署名する。

生活環境常任委員長

松田 だいすけ